

休眠預金等活用法 5 年後見直しの論点（案）

令和 4 年 10 月 6 日

内閣府休眠預金等活用担当室

休眠預金等活用法 5年後見直しの見取図

支援体系の見直し

I. 資金中心の現行支援体系に、人材・情報による支援を追加

- ① 非資金的支援による団体の能力強化【法律改正】
- ② 出資・貸付けの実現による資金的支援の多様化【法律改正】
- ③ 目的規定へのソーシャルセクター支援の明記【法律改正】

支援規模・範囲等の見直し

II. 制度創設時の議論や制度運用を踏まえた見直し

- ① 助成限度額（通常枠）の決定方法
- ② 国際協力への支援
- ③ 同一事業の再申請・事業期間の延長
- ④ 各成長フェイズにおける支援
- ⑤ 行政施策との役割分担の整理

III. 安定的・効果的な制度運用のための見直し

- ① JANPIAの事務費特例の延長【法律改正】
- ② 法の見直し規定【法律改正】

支援体系の見直し

I. 資金中心の現行支援体系に、人材・情報による支援を追加

- ① 非資金的支援による団体の能力強化【法律改正】 P.2
- ② 出資・貸付けの実現による資金的支援の多様化【法律改正】 P.6
- ③ 目的規定へのソーシャルセクター支援の明記【法律改正】 P.10

① 非資金的支援による団体の能力強化

現行

- 現行制度は資金的支援を主軸とした体系。非資金的支援は法律上明記されておらず、資金的支援を効果あらしめるものとして実行上実施。
- 主な非資金的支援としては、指定活用団体→資金分配団体→実行団体の各段階で、プログラムオフィサー（PO）による伴走支援を実施。

経緯

- 制度創設時は、能力・人材を備えた団体が相応に存在することを前提として、資金的支援に主眼。
- その後、NPO等の人材の育成、組織基盤強化、ネットワーク形成等の必要性が認識されるようになり、非資金的支援へのニーズが高まる。

要望

- ヒアリングでは、POによる伴走支援が有用との意見が多数。【資金分配団体・実行団体】
- 資金配分を伴わない中間支援活動にも休眠預金の活用を求める強い意見あり。

課題

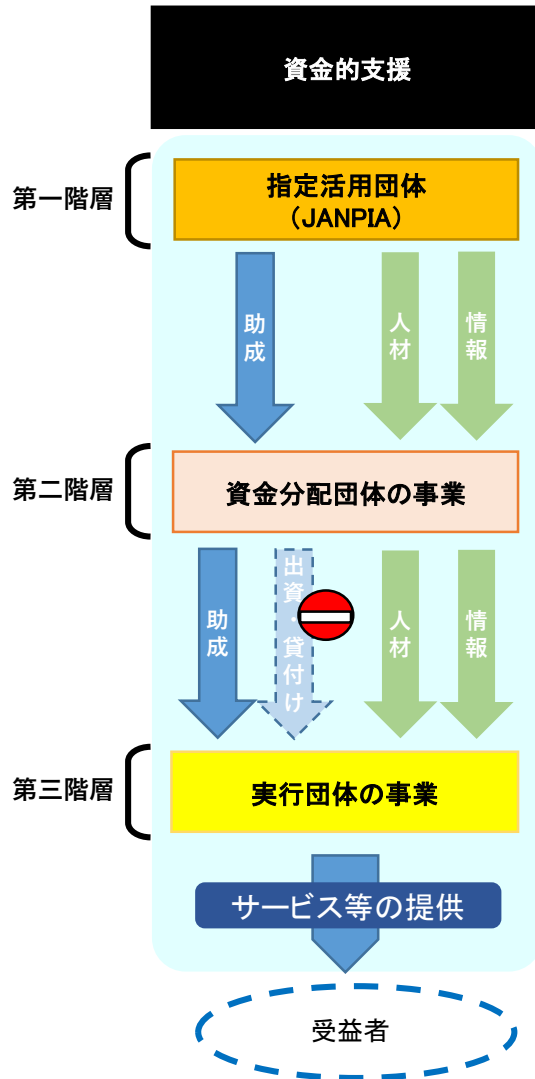
- 実行上実施されている**非資金的支援を制度に位置づけることが必要ではないか。**
- 資金配分を伴わない**中間支援活動にも休眠預金を活用することについて、どう考えるか。**
- 公募に対する応募団体の少なさをどう改善していくか。

- 資金的支援を主軸とする**現行の支援体系に、人材・情報面からの支援を追加し、これを法律に位置づける。**【法律改正】
- 資金配分を伴わない**中間支援活動**であって、将来の休眠預金活用事業への参入に資する事業も、**支援体系の第二階層に位置づけて支援することとする。**【法律改正】

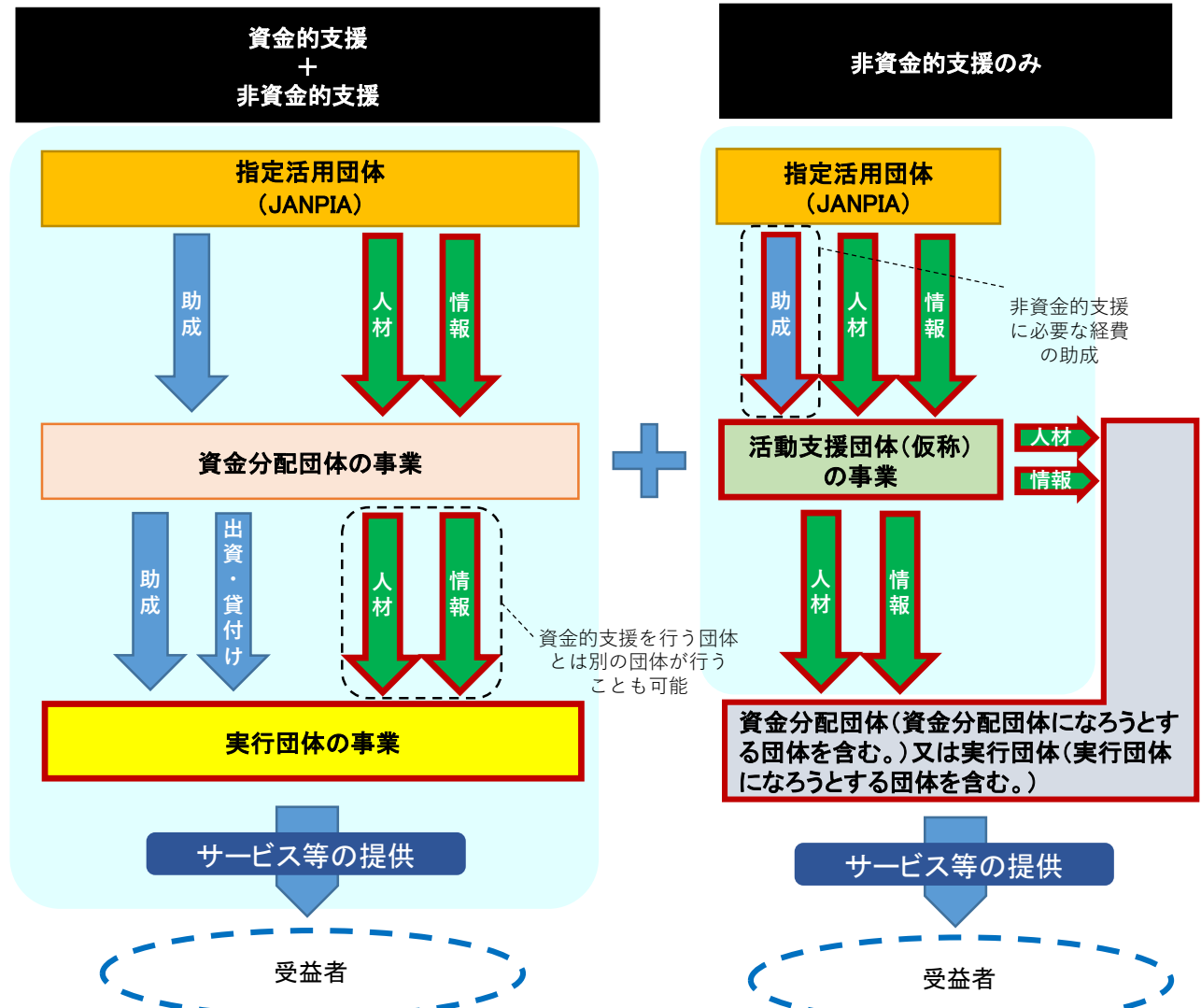
資金中心の現行支援体系に、人材・情報による支援を追加

(注1) **赤枠**は、法律で明確化する部分
 (注2) **水色網掛け**は、監督を行う範囲

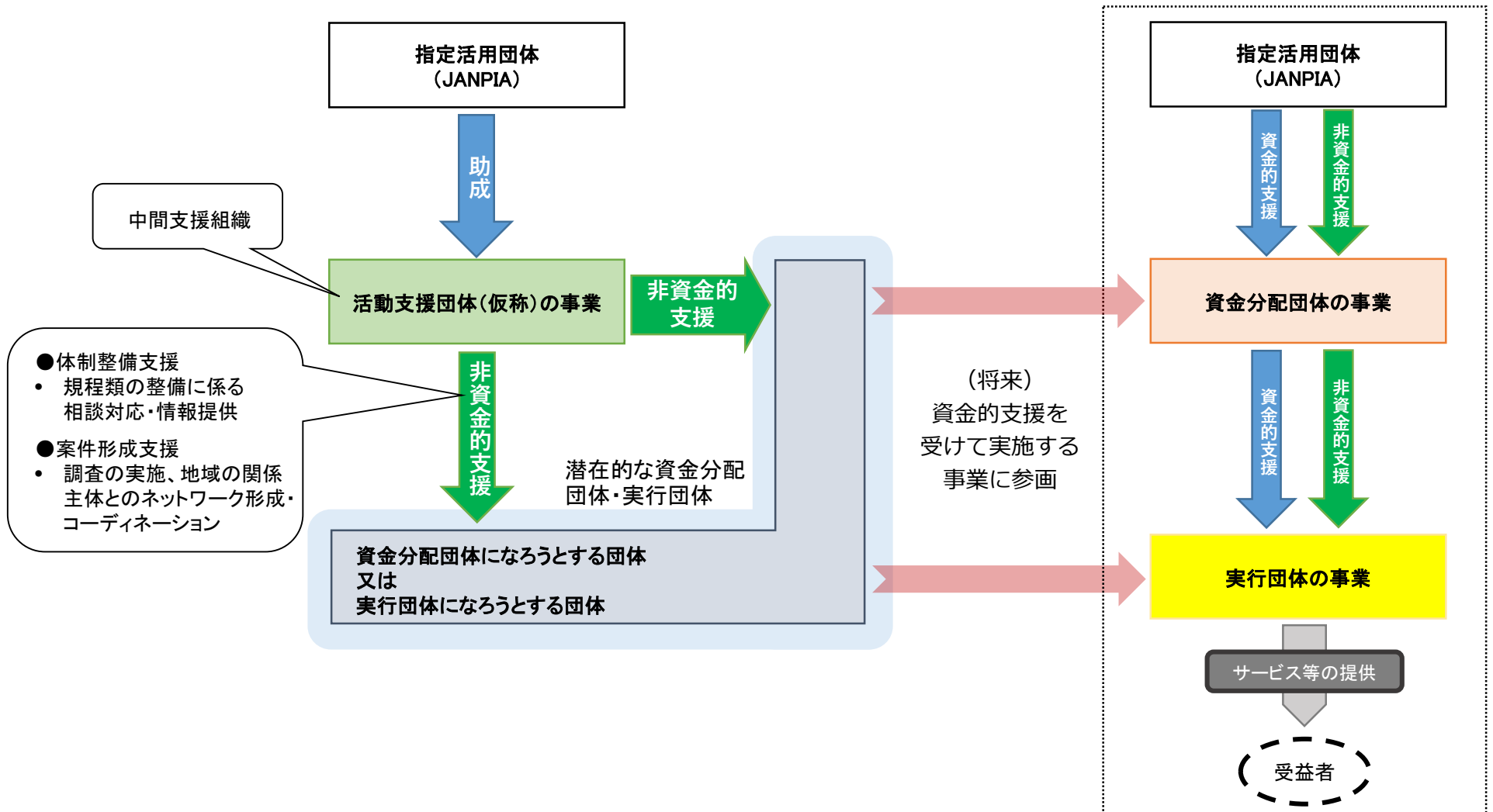
<現状>



<見直し後>



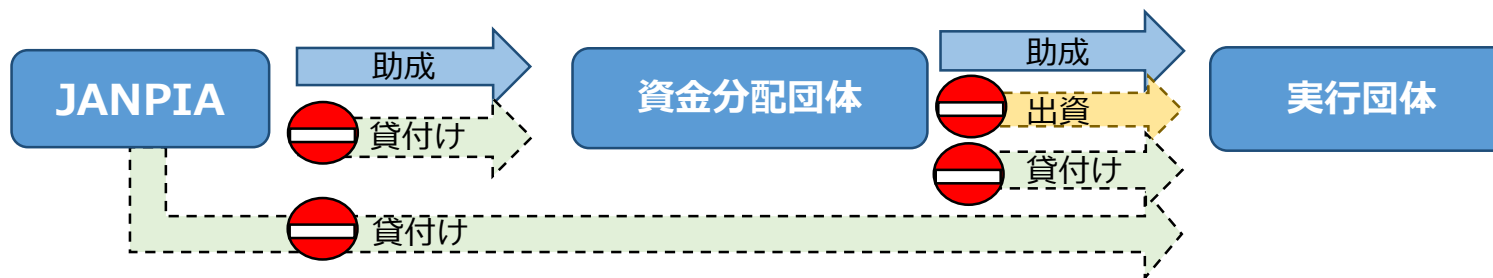
休眠預金等活用事業への参入支援（イメージ）



② 出資・貸付けの実現による資金的支援の多様化

- JANPIAによる貸付け、資金分配団体による出資・貸付けは、法律上規定されているが、運用上行わないこととしている。

現行



経緯

- 制度創設時の議論において、指定活用団体の肥大化（専門人材確保の必要や債権管理コスト）などの観点から慎重論があったため、当分の間は、助成のみを行うことに。
- また、出資・貸付け全般につき、試行錯誤の段階であることから、まずは助成に専念し、出資・貸付けは余力が生まれたところで慎重に開始すべきとの議論。

要望

- 出資により、①経営規律を導入することでより成果志向となる、②資金が還流され、次の社会課題への解決の原資となる、③呼び水効果が生まれ、より多くの資金が社会課題に対して投入されるきっかけとなる、④経営基盤・組織能力の強化につながる、など。【資金分配団体】

1. 休眠預金事業において出資・貸付けを実現する意義

- **出資の意義**については、一般に、①資金の出し手による「効果的な経営参画」や「リターンの獲得」、②資金の受け手の「資金調達手段の多様化」に資するとされており、**休眠預金事業においても、同様に考えることができるか。**
- **JANPIAから資金分配団体に対する出資**は、現行制度では規定されていないが、これを可能とすることをどう考えるか。

2. JANPIAの組織体制と出資・貸付けの審査・監督

- 出資・貸付けに**特有な追加すべきJANPIAの審査・監督体制**として、どのようなものが考えられるか。
- 組織体制の肥大化を防ぐ見地から、**審査・監督体制は必要最小限**とすることを基本とするか。

3. 出資・貸付けの実施により各団体が得る利益等の取扱い

- 出資・貸付けにより資金分配団体及び実行団体が得る**利益等の取扱い**については、原資となる休眠預金が民間公益活動の促進に活用すべき資金であることに鑑み、**特有の制度設計**が必要と考えるか。
- 資金分配団体が得る**配当・貸付利息等**及び出資により実行団体が得る**企業価値の増加（評価益）**について、どう考えるか。

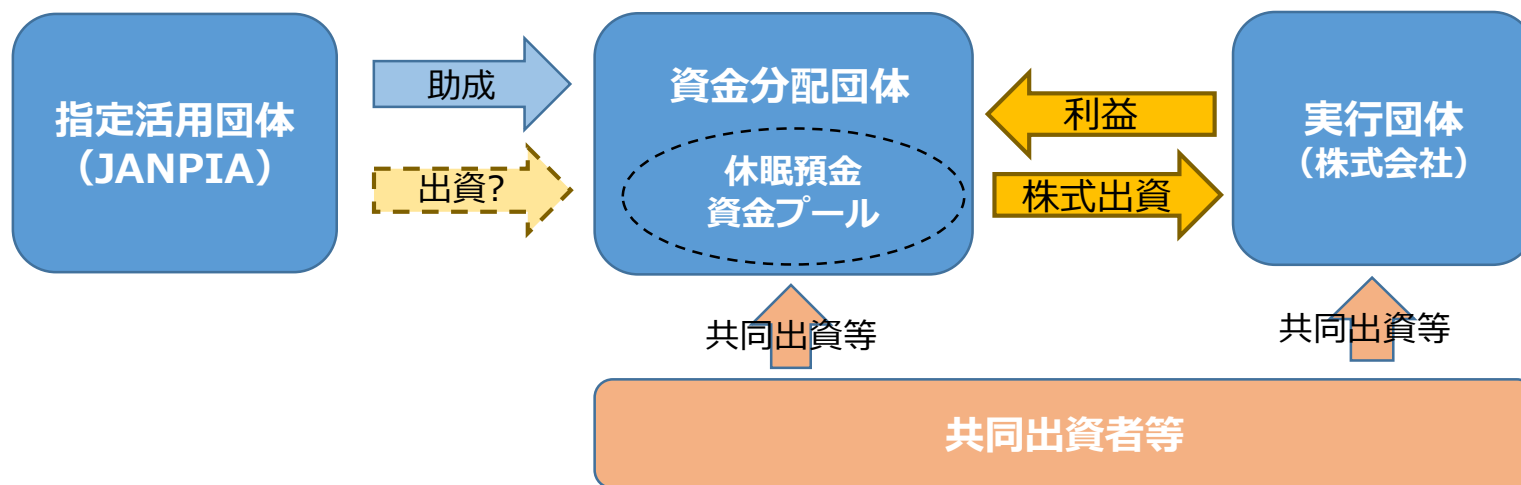
4. 出資・貸付けの具体的な運用方法（対象範囲・規模・期間、出資割合、出口戦略等）

- 民間資金の補完的位置づけという休眠預金の性質や、今回初めての出資・貸付けとなることなどを踏まえて、**堅実な運用方法からスタートすることを基本とするか。**

例えば、出資・貸付けに充てる**資金額の上限**、**出資対象の範囲**や**出資規模・期間**、**出口戦略**について、どう考えるか。

- **民間資金の受け入れ先や出資割合**については、メリット・デメリットを踏まえ、どう考えるか。

（参考）運用イメージの一例



- **休眠預金事業においても、資金分配団体が、例えばスタートアップの実行団体を支援する手法として出資を行うことは有用**と考えられることから、休眠預金事業における**出資を認める方向で、上記課題を検討**する。【法律改正】
- **貸付けについては、具体的なニーズを把握しつつ、今後検討**。【基本方針の改定】

③ 目的規定へのソーシャルセクター支援の明記

現行

- 休眠預金の活用によるソーシャルセクターの育成については、法第16条第2項（休眠預金活用に関する基本理念）の規定にその趣旨を含むが、法第1条（法の目的）では直接規定されていない。

（目的）
第一条 この法律は、休眠預金等に係る預金者等の利益を保護しつつ、休眠預金等に係る資金を民間公益活動を促進するために活用することにより、国民生活の安定向上及び社会福祉の増進に資することを目的とする。

（休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本理念）
第十六条
2 休眠預金等交付金に係る資金は、民間公益活動の自立した担い手の育成に資するとともに、金融機関、政府関係金融機関等が行う金融、民間の団体による助成、貸付け又は出資（以下「助成等」という。）等を補完するための資金の供給を行うことにより、民間公益活動に係る資金を調達することができる環境の整備の促進に資するよう活用されるものとする。
3～5 略

経緯

- 制度創設時には、ソーシャルセクター支援の必要性に特段の重きを置かず条文作成。

課題

- ・民間公益活動の担い手の規模・能力の不足の指摘が、議連における議論でも示されたこと、
・さらに、新しい資本主義の実現に向けた議論を通じて、ソーシャルセクターが果たすべき役割への期待が高まっていることから、
端的に休眠預金制度が民間公益活動の担い手を支援することを、目的として明確化するべきではないか。
- 支援体系の見直し（①非資金的支援による団体の能力強化）に伴い、目的規定もそれに見合う形で改正することがふさわしいのではないか。

対応案

- 法第1条（法の目的）において、民間公益活動の担い手の発展支援を明記する方向で検討。【法律改正】

支援規模・範囲等の見直し

II. 制度創設時の議論や制度運用を踏まえた見直し

- ① 助成限度額（通常枠）の決定方法 P.12
- ② 国際協力への支援 P.14
- ③ 同一事業の再申請・事業期間の延長 P.18
- ④ 各成長フェイズにおける支援 P.20
- ⑤ 行政施策との役割分担の整理 P.30

① 助成限度額（通常枠）の決定方法

現行

- あらかじめ40億円を上限として設定し、その枠内で毎年、具体的な額を決定。

経緯

- 法案検討過程において、制度創設当初は堅実・慎重に運用すべきとの意見があったことを踏まえ、小さく生んで堅実に育てるとの趣旨から、当初5年間の年間助成額は20～40億円を想定していると説明。

（参考）各年度の助成限度額の推移【通常枠】

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
助成限度額	30億円	33億円	36億円	40億円

要望

- 年40億円の助成額は、期待に比してあまりに小規模であるという意見あり。【資金分配団体】
- 孤独・孤立問題への対応として、本制度の更なる活用への期待あり。

課題

- 制度創設時の懸念について、その後の制度運用を通じて、制度に対する信頼が一定水準に達したと評価することができるか。
- 今後のあり方として、何らかの中期目標を設定しつつ、新たな手法で助成限度額を設定することについてどう考えるか。

- (2019年度採択事業の社会的インパクトを測定し、助成額が有効活用されているか、今後検証)

- 各年度共通の助成総額の上限をあらかじめ設けることはせず、助成限度額に係る**中期目標を設定しつつ、各年度の必要額を計上する方式に移行。**【基本方針の改定】
- **中期目標については、**
 - ① これまでの休眠預金の活用状況に加え、案件の掘り起こしやソーシャルセクターの発展等による資金需要の動向を見込みつつ、
 - ② 休眠預金活用の社会的インパクトの検証やJANPIA・資金分配団体の体制といった観点をも踏まえ、**本制度の趣旨に適ったバランスの良いものとなるよう、その定め方を今後検討。**

② 国際協力への支援

現 行

- 法律に定める目的や基本理念に照らし、民間公益活動は、国内における活動を対象とするとの解釈・運用を採用している。

(目的)

第一条 この法律は、休眠預金等に係る預金者等の利益を保護しつつ、休眠預金等に係る資金を民間公益活動を促進するために活用することにより、国民生活の安定向上及び社会福祉の増進に資することを目的とする。

(休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本理念)

第十六条 休眠預金等交付金に係る資金は、・・・を目的として民間の団体が行う公益に資する活動であって、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるもの（以下「民間公益活動」という。）に活用されるものとする。

2～5 略

(基本方針)

脚注 法第16条1項において、民間公益活動は「国民一般の利益の一層の増進に資する」とされているから、国内における活動に限定される。

経 緯

- 制度検討時より、国外支援の必要性についての議論はあったものの、休眠預金が国民の貴重な資産であることを踏まえると支援対象に馴染まない、国外支援には高いハードルがあるなどの意見があり、差し当たり支援対象外に。
- なお、地域における多文化共生等を目的とした、在留外国人等への就労支援や日本語教育などは、現在も助成対象としている。

要 望

- 海外活動は対象外となっているが、見直しを是非行いたい。日本のNPO・NGOが海外で活動する場合でも、国民・預金者の理解は得られるのではないか。地球規模の課題解決も大切。

- **国内**で外国人支援等を行うNGO等に対して、**休眠預金等活用制度が十分周知されていないのではないか。**
- **国外支援**については、「国民一般の利益の一層の増進に資する」とものと解釈する場合においても、なお、**以下の課題があるのではないか。**
 - ・ 事業を実施する国・地域について、日本の外交政策と整合性の確保、活動地域の事業実施団体の安全の確保をどう行うのか。
 - ・ 国外は支援規模が概して大きく、国内支援を圧迫するのではないか。
 - ・ 国外での活動に対する実効的な監督を可能とする枠組みが考えられるか。
 - ・ 国際業務に対応できるJANPIAの体制確保、資金分配団体となり得る十分な実績を持つ国際NGOの育成をどう行うのか。

(外務省、JICA、国際NGO等へのヒアリングを実施)

- 国外支援では外交政策の整合性や治安状況の確保が必須であり、「日本NGO連携無償資金協力」では、現地大使館等との事前調整を実施→外務省等との十分な調整が必要。またODAとの関係整理も必要。
- 休眠預金の支援額に比して、国外支援の必要額は相当大規模。
- 国外で活動する各団体に個別にフォローアップや事業評価を行うことには困難が伴う。
- 現状では、JANPIAの体制、資金分配団体のなり得る団体数とも十分ではない。

- **国内で外国人支援等を行う国際NGO**に対して、**制度の活用を促進。**
- **国外支援**については、**実効的な監督等の見地から、今後検討。**

国際協力に係る民間公益活動の実施状況

		活動場所	
		日本	国外
高 ↑ 日本国民への裨益 ↓ 低	支援対象		
	日本人	活用実績がある活動 ・こども食堂、障がい者の就労支援、非行少年の自立支援等	現行制度の活用が想定しうる活動 【国際理解教育】 ・小学校等への外国人派遣等 ・企業向け外国人受入れ研修等
	外国人等	【在留外国人等に対する支援】 ・衣食住物資配布、学習支援（外国ルーツ青少年等）、就労支援等	【日本人コミュニティ支援】 ・日本人学校への支援等
	渡航（予定）者	【日本から母国に戻る帰還民に対する支援】 ・帰国手続きの支援、帰国先の情報提供等	・社会復帰支援等
	現地在住者	【日本に避難する外国人に対する支援】 ・役所への通訳同行、各種申請書類の作成補助等 ・多言語生活相談、日本語教育、健康相談等	【人道支援】 ・シェルター支援、食糧支援等 【開発支援】 ・教育支援、インフラ開発等

国外での活動に対する実効的な監督が可能なもの

③同一事業の再申請・事業期間の延長について

現
行

- 同一事業の再申請については、資金分配団体・実行団体のいずれに対しても認めていない（通常枠）。
- 事業期間については、最大3年間（延長不可）としている。

経
緯

- 通常枠については、2020年度JANPIA「事業計画」において、同一事業の再申請を認めない旨を記載。
- 過去の審議会（2020年12月）において現場の団体から、「より多くの受益者への展開の観点から、資金分配団体による同一事業の再申請を可能としてほしい」との要望が示された。これに対して、
 - ・ 多様な担い手の確保や育成が重要
 - ・ 資金分配団体の固定化、系列化、既得権益化の懸念等の議論がなされ、審議会委員からは「慎重に考えるべき」との意見。
- 一方、議連においては、「一律に禁止されているが、内容次第では認めるなど柔軟な対応をすべき」との意見（2021年2月）。

要
望

【資金分配団体の事業】

- 同一事業でも、他地域に展開すべき事業もあり、その取組内容に応じて判断すべき。【資金分配団体】

【実行団体の事業】

- 3年間の事業期間のうち、最初の半年程度は規程類の整備に消費されることから、半年から1年程度事業期間を延長すべき。また、予算の消化が計画通り進まなかった場合にも、理由により事業期間の延長を可能とすべき。【資金分配団体】
- 立ち上げて間もない団体では3年で自立は難しい。【実行団体】

- **現状では、資金分配団体による同じ事業であっても、他地域への展開については、別事業と位置付ける弾力的な運用が行われているが、これをいったん整理する必要があるのではないか。**
- そのうえで、本制度の目的や趣旨（社会的インパクトの確保、革新的手法の開拓など）に照らして、同一事業の再申請・事業期間の延長を認めることの可否、認める場合の要件を具体的に検討することが必要ではないか。

- 資金分配団体へのヒアリング・中間評価によれば、以下の実態が認められる。
 - ・ JANPIAによる弾力的な運用においては、同一事業の理解が団体により区々となっている。
 - ・ 社会的インパクトなど事業が良好なものと達成困難なもの双方が存在。
 - ・ 同一事業の他地域への展開は、蓄積されたノウハウを地域的に広げる意義がある。
 - ・ コロナ禍で事業中断を余儀なくされ、計画どおりに予算消化できなかったなど、事業期間の延長について汲むべき事情を有する団体がある。

【同一事業の再申請】

- 資金分配団体による同じ事業枠組みの展開については、まず**同一事業の範囲を整理した上で**、それまでの事業評価が良好であることや、新たな達成目標が設定されること等の**基準を設けるなどの下、再申請を認める方向で検討**。【業務規程の改定】

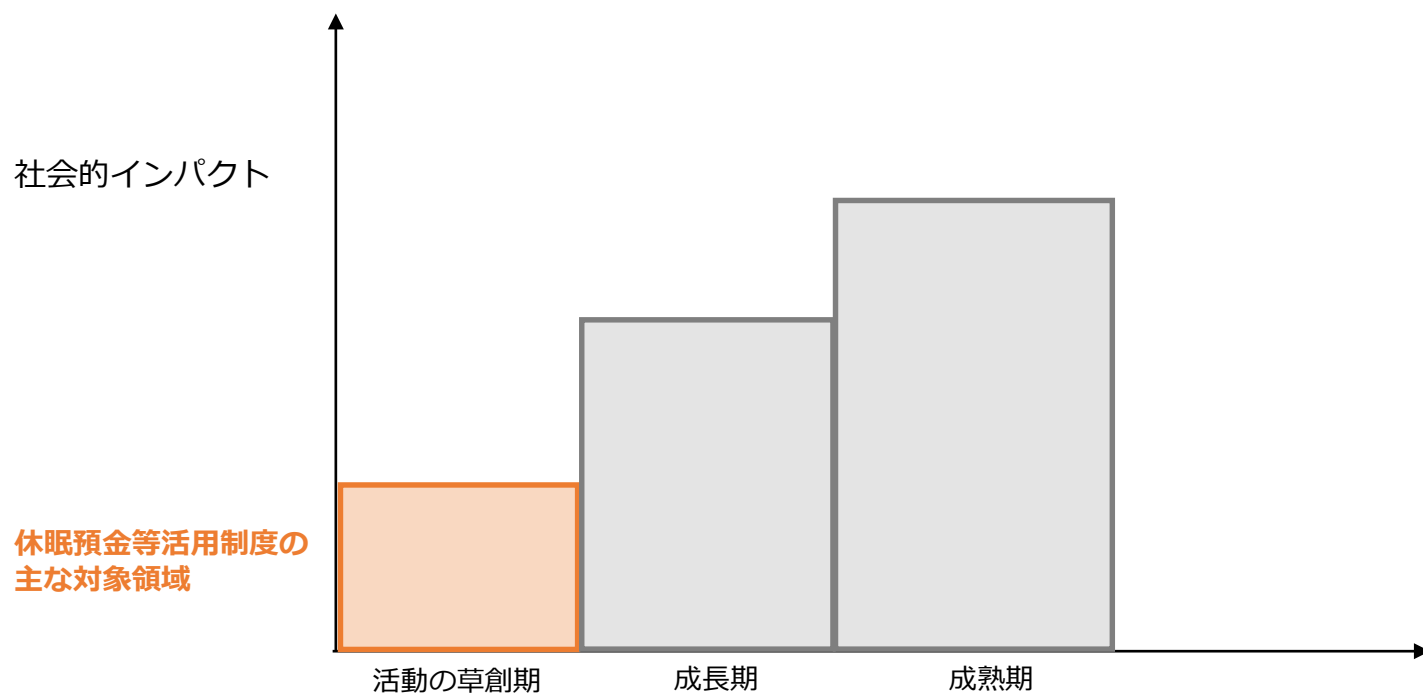
【事業期間の延長】

- 実行団体による**事業期間の延長については**、それまでの事業評価が良好であることや、その後の目標達成が見通せ、更にはより高い目標を設定しうる等の**基準を設けるなどの下、延長を認める**（なお、**既存の助成事業についても、同様の経過措置を検討**）。【業務規程の改定】

④ 各成長フェーズにおける支援【活動の草創期】

【活動の草創期】

人材育成や財務の充実、案件形成力の養成等に資する支援を重視



④ 各成長フェイズにおける支援【活動の草創期】

(ア) PO関連経費の助成

現行

- 資金分配団体におけるプログラム・オフィサー（PO）の確保・育成のため、その活動に係る経費として、1団体あたり年間最大800万円（うち、人件費は最大500万円）を助成。
- 当該助成は、5年後見直しまでの試行として措置。

経緯

- 制度創設時には、事業支援を主眼とし、団体支援には重きを置かなかったが、その後、資金分配団体となり得る団体の多くがPOを確保できない実態が判明した※ことから、5年後見直しまでの試行として措置。

※資金分配団体の候補先と考えられる各地のコミュニティ財団等の実態調査を行ったところ、POの配置ありと回答したのは、42団体中9団体（2019年調査）。

- 人件費の上限は、既存の財団等に在籍するPOの年収を参考に設定。

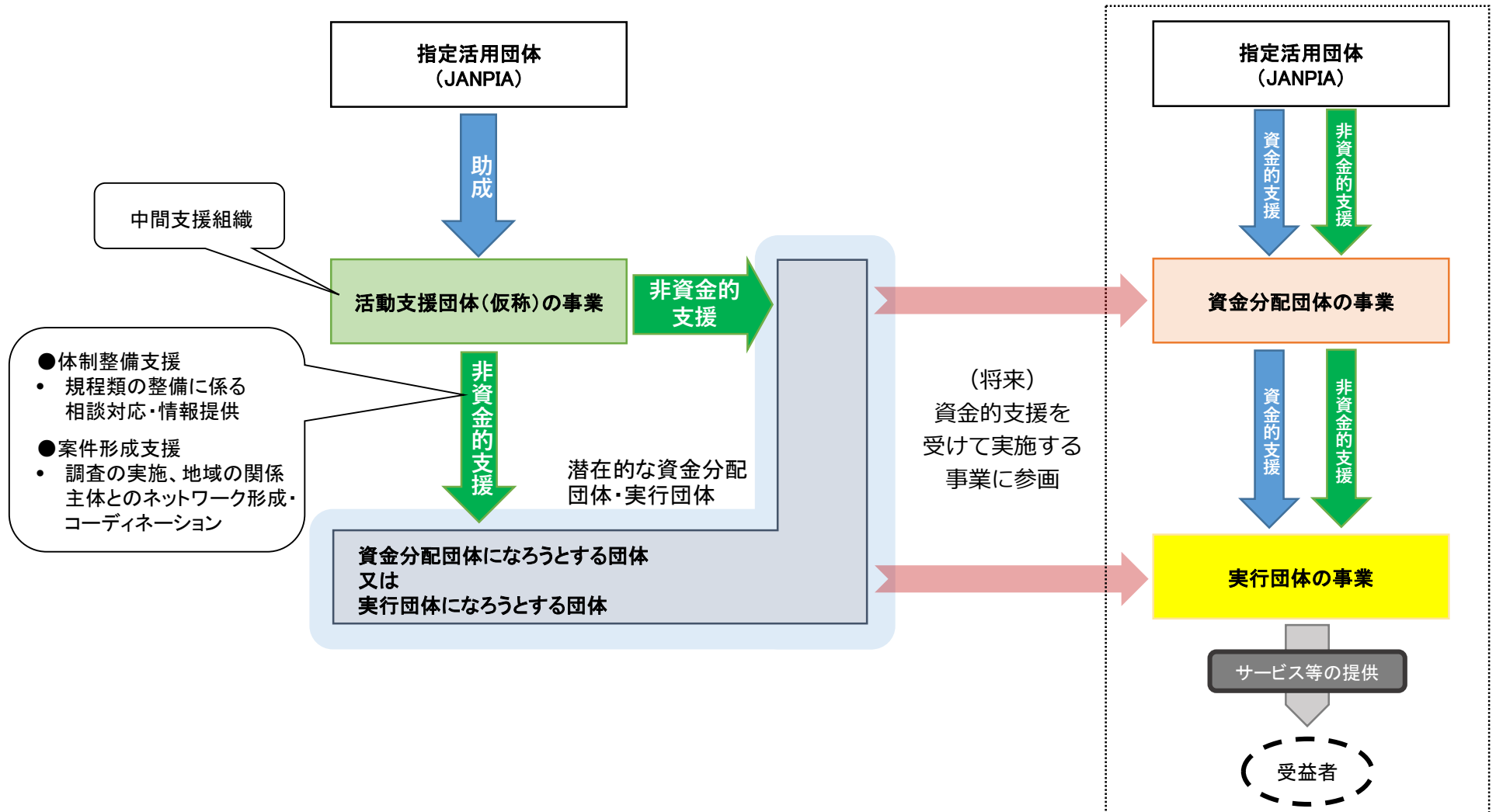
要望

- ヒアリング等では、POによる伴走支援は非常に有用との意見が多数。
- 現行の助成水準では、PO人材確保は困難との意見あり。【資金分配団体】

- PO人材は未だ不足しており、多数の資金分配団体がその確保に困難を抱えている現状に鑑みれば、**PO関連経費の助成は、引き続き必要と考えられるか。**
- **現行の助成水準は、POの確保・育成にとって適切・十分なものとなっているか。**

- POの在籍人数2名の資金分配団体が半数。
- 採用経路は既存職員の職種転換、在籍形態は他の業務との兼任が多い。
 - ※JANPIAによる資金分配団体へのアンケート結果（POに係る部分、回答団体数：49）
 - ＜在籍人数＞2名（51%）、3名（18%）
 - ＜採用経路＞既存職員の職種転換（39%）、紹介（27%）
 - ＜在籍形態＞自団体の他の業務との兼任（57%）、専属（29%） ※パートタイムで他団体と兼職のケースもあり
 - ＜1名あたり実行団体担当数＞5団体以内（69%）、6～10団体（16%）

- **PO関連経費の助成は継続する方向で検討。**
- **助成水準**については、**当面現状を維持**しつつ、「I.①非資金的支援による団体の能力強化」を活用した**PO人材の育成状況を確認して、助成の拡充の要否を検討。**



④ 各成長フェーズにおける支援【活動の草創期】

(イ) 自己資金の確保（通常枠）

現 行

- 資金分配団体・実行団体は、原則として事業費の20%以上の自己資金※¹を確保することとされている※²。

※¹ 寄附や借入れ等による民間からの資金調達分を含む

※² 一定の緩和措置あり。資金分配団体については、団体特性や資金調達状況を踏まえ目標値を設定、実行団体については、財務状況や緊急性等の事情により20%未満でも可とするが、事業の最終年度には20%以上に戻す

経 緯

- 自己資金の確保は、民間公益活動の自立した担い手の育成、団体自らが民間資金を調達できる環境の整備に資するといった、法における休眠預金活用の基本理念に則したものとして、議連での議論を経て導入。
- 現行水準は、他の助成団体の助成事業の補助率※を参考に設定。

※（公財）日本財団 80%以内、（公財）JKA 75%、（独）日本スポーツ振興センター 80%、（社）中央共同募金会 100% など

要 望

- 「業務改善PT」において、資金分配団体については「自己資金は必要資格要件としない」との見解を取りまとめ、また、これに賛同する団体が存在。【資金分配団体】
- 「実行団体に資金を流すためのパイプ役である」として、資金分配団体に対して自己資金を求めることは不合理との意見もある。

課題

- 自己資金を求めることとした趣旨及びその実際上の効果・影響を把握した上で、資金分配団体及び実行団体の違いにも配慮して判断する必要があるのではないか。

検証結果

※自己資金の確保と自立、民間資金を調達できる環境の整備との関係について、2019年度に採択された団体の実績、団体へのヒアリング結果等をもとに、検証予定。

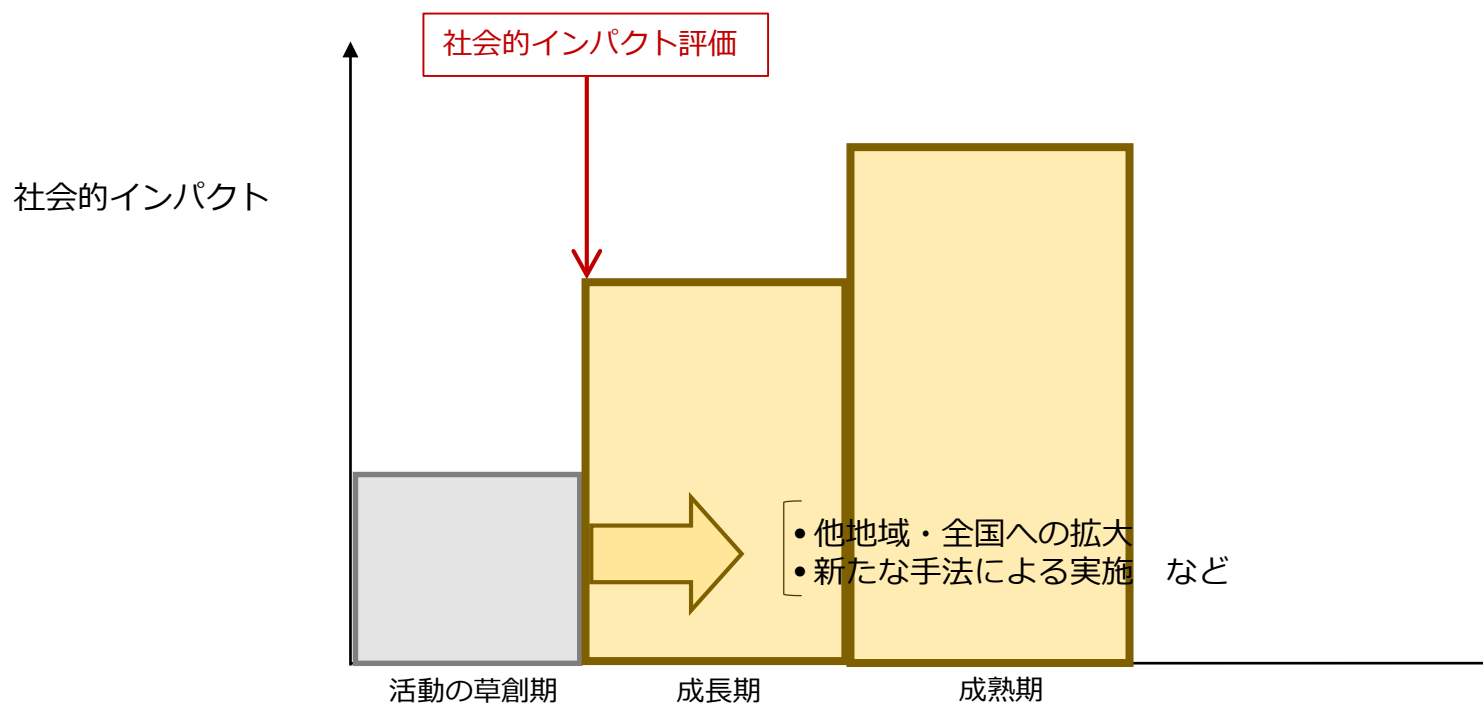
対応案

- 検証結果を踏まえ、資金分配団体及び実行団体の違いにも配慮して判断。

④ 各成長フェイズにおける支援【活動の成長期・成熟期】

【活動の成長期・成熟期】

より大きな社会的インパクトの創出に資する支援を重視



現行

- 活動の成長期・成熟期に特化した支援メニューなし。

経緯

- 制度創設時には、活動草創期への支援を念頭に制度設計。その後、相応の実績・能力を備え、より大きな社会的インパクトの創出が期待される有力な団体が出現し、休眠預金等活用制度に期待を寄せるように。
- 近時、新しい資本主義の実現に向け、これまで官の領域とされてきた社会課題の解決に民の力を一層発揮させようとの機運が高まっており、今後、ソーシャルビジネスの起業家に対するサポート等の支援策が検討される予定。

要望

- 地域の団体から、全国、更には世界へと活躍の場を広げるためのステップアップ支援の枠組みを検討していく必要があるのではないか。

- **活動の各フェイズに応じて、より重視すべき本制度の基本理念を整理すべきではないか。**
 - ・ 活動の草創期においては、自立途上で組織基盤が脆弱であることから、人材育成や財務の充実、案件形成力の養成等に資する支援が必要。
 - ・ 一方、活動の成長期・成熟期においては、草創期に一定の社会的インパクトの創出が認められるものについては、他地域・全国への拡大又は新たな手法による実施を支援し、より大きな社会的インパクトの創出を図ることが考え得る。そのためには、民間からの資金調達のマネージメントなどより高度な非資金的支援が必要ではないか。
- なお、**新しい資本主義実現会議**においては、同会議に設けられる検討の場でスタートアップ支援全般について議論予定。休眠預金等活用制度における成長期・成熟期のステップアップ支援の検討は、**当該会議の動向を注視しながら進めることが適当ではないか。**

- 例えば、より大きな社会的インパクトの創出が期待される活動を支援する方策について、**今後検討。**

⑤ 行政施策との役割分担の整理

現
行

- 休眠預金については、法の基本理念において、行政では対応困難な社会的課題の解決に資する活動に活用することとされる。

(休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本理念)

第十六条 休眠預金等交付金に係る資金は、人口の減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が見込まれる中で国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動であって、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるもの（以下「民間公益活動」という。）に活用されるものとする。

基本方針：休眠預金等に係る資金の活用にあたっての基本原則

(2) 共助

行政が本来行うべき施策（公助）の肩代わりではなく、共助の活動に焦点を当てた支援を行う。

- これらを受けて、公募要領においては、「国又は地方公共団体から補助金又は貸付金等の支援を受けていないかつ受ける予定のない事業の中から助成対象事業を選定」することとされている。

経
緯

- 制度創設時、休眠預金は国庫に納付すべきとの議論がある中で、行政の手の届きにくい分野に支援を行うことに。
- 本制度において、NPO等の貢献余地が大きいとの理由から災害支援事業を実施している一方で、過去の議連では、災害支援は行政の役割とする見解とNPO等との協働で行うべきとの見解が存在。

要
望

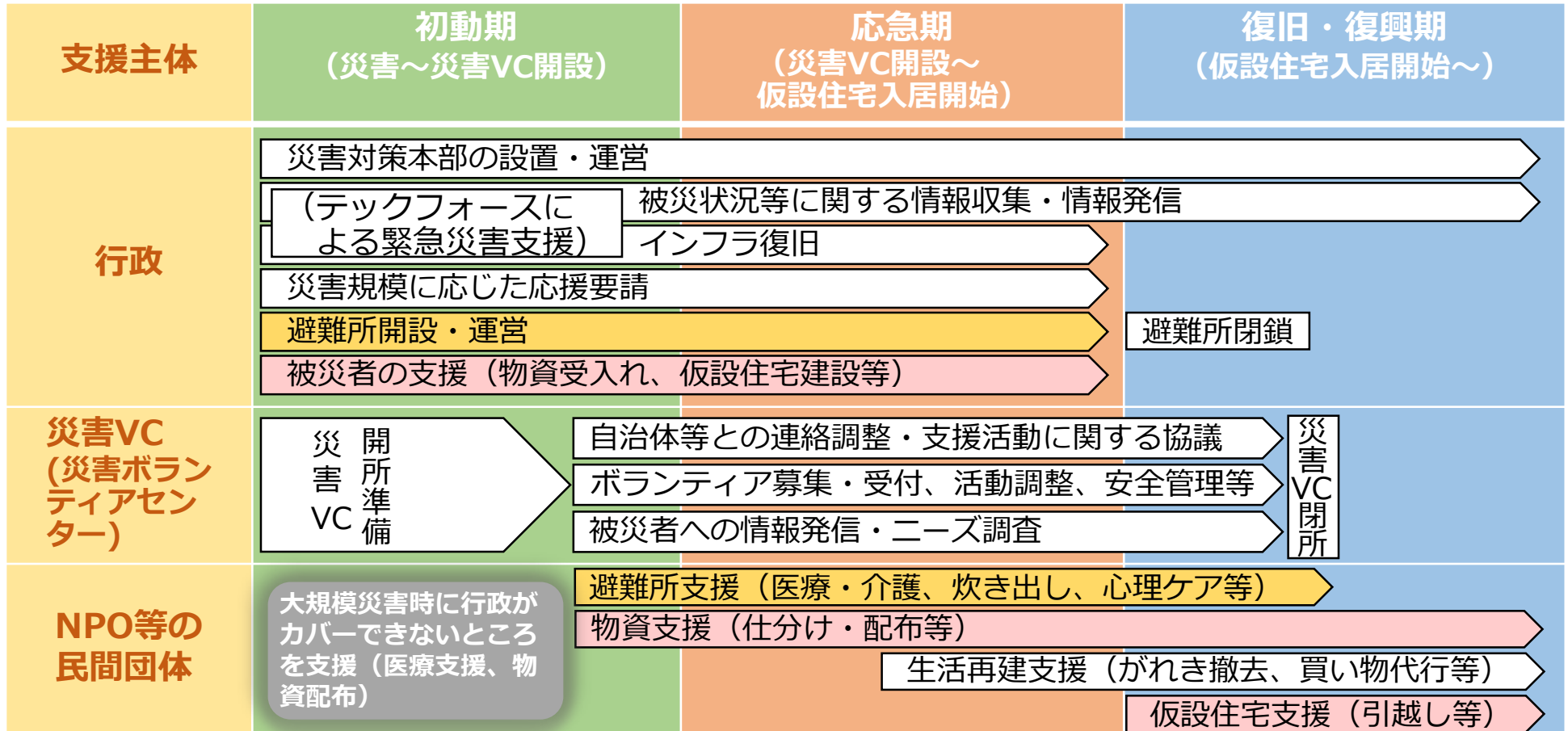
- 災害分野では、本制度の活用により全国どこでも支援活動ができ、地域の復興に寄り添った支援が可能との意見あり。【資金分配団体】

- 本制度は、行政施策との明確な役割分担を前提として制度設計されている一方で、行政分野によっては、**行政・NPO・ボランティアとの連携・協働が強調**されており、支援の可否については具体的なケースに即して検討することが必要ではないか。

- 休眠預金が活用される主要分野（災害支援、孤独孤立など）において、**本制度と行政との役割分担のあり方を具体的なケースに即して検討**。

参考

災害支援フェイズ毎の役割分担



支援規模・範囲等の見直し

Ⅲ. 安定的・効果的な制度運用のための見直し

- ① JANPIAの事務費特例の延長【法律改正】・・・P.34
- ② 法の見直し規定【法律改正】・・・・・・・・・・P.36

① JANPIAの事務費特例の延長

現行

- JANPIAの事務費については、JANPIAに交付する運用資金の運用益で賄うことを原則としつつ、5年間（2023年度末まで）は休眠預金等交付金を充当する特例を設けている（法附則第3条）。

経緯

- 当初は、JANPIAに3年で850億円の運用資金を交付して運用益で事務費を賄うことを想定していたものの、事務費を賄う運用益を上げるために巨額の資金をJANPIAに交付することは現実的ではないとの判断から、実際には交付していない。

課題

- 休眠預金を民間公益活動に充てる原則との整合性を保つためには、**事務費に交付金を充当する特例を本則化することは適当でなく、引き続き運用益で事務費を賄う原則は維持すべきではないか。**
- 現状の低金利環境、JANPIAの事務費水準(年間約6億円)を考慮すると、事務費を運用益で賄うためには相当規模※の資金運用が必要。これと休眠預金等交付金を充当することとの**得失を慎重に検討する必要があるのではないか。**

※ JANPIAの事務費を賄うのに必要な運用額の機械的試算（国債の場合）

	3年債	5年債	10年債	20年債
金利 ※6/30時点	▲0.057%	0.042%	0.242%	0.891%
運用額	—	1兆4,300億円	2,500億円	700億円

- **市場環境等が整った際の資金運用開始に向けて動き始める必要がある一方、開始に当たっては、運用経験を有する職員の採用や規程類の整備等、体制整備が必要ではないか。**

- **次期5年間**についても、必要な事務費を毎年交付する**特例を延長する方向で検討**。【法律改正（附則第3条）】
- その上で、今後、市場環境等が整った際に速やかに資金運用を開始できるよう、**JANPIA・預金保険機構**において、**資金の運用・保有方法のあり方**を検討。

② 法の見直し規定

現
行

- 法律制定時に、法施行後5年を目途とした見直し規定を附則に設けている。

附 則
(検討)
第九条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

経
緯

- 上記見直し規定は、制度そのものへの反対論が根強かったことを踏まえ、法施行後5年を目途として、その時点における法律の施行状況等を勘案して、年金財源への活用や預金保険料率の引下げ等も含め幅広く検討され得るものとして設けたもの。

課
題

- 制度のさらなる発展を担保するためにも、**見直し時期の目途を明記した見直し規定を設けるべきではないか。**

対
応
案

- 制度のさらなる発展を期すため、**見直し時期の目途を5年後とする見直し規定を設けることを検討。**
【法律改正（改正法附則に規定）】